

十市監委第 62 号
令和 7 年 12 月 2 日

十和田市長 櫻田百合子様

十和田市監査委員 森田幸夫

十和田市監査委員 岩間貴

市長の要求に基づく監査の結果について

地方自治法第 199 条第 6 項の規定による市長の要求に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告します。

監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査

2. 監査の対象部署

健康福祉部 生活福祉課

3. 監査の対象事務の範囲

令和6年度実施の低所得者支援給付金事業の支給漏れ等に係る事務

4. 監査の着眼点

低所得者支援給付金事業の支給漏れ等に係る事務処理の適否

- ① 給付金対象者の抽出から実績報告までの一連の事務処理が適正に行われているか
- ② 関係諸帳簿は正しく作成・保管されているか

5. 監査の期間

令和7年9月2日から同年12月2日まで

6. 監査の方法

市長から提出された書類のほか、生活福祉課に関係書類の提出を求め調査を行うとともに、当時の担当職員並びに関係職員に対し聴取調査を行った。

7. 給付金事業の概要及び事案発覚までの経緯

(1) 事業概要

令和6年度実施の低所得者支援給付金事業（以下「給付金事業」という。）は、令和6年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、国庫補助金である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（補助率10/10）を財源にして1世帯につき10万円を支給し、併せて、当該世帯に属する18歳以下の子ども1人につき5万円を加算し支給する事業である。

(2) 経緯

令和5年12月22日の閣議決定により、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」が実施されることになり、給付金事業については、生活福祉課が所管課となった。同課の課長補佐が事務を担当し、対象世帯の抽出、支給のための確認書の送付、支給決定及び支払に関する事務処理を行った。「支給対象者から自治体への申請期限が令和6年10月31日まで」、「自治体における支出決定の期限が令和6年11月30日ま

で」という国の定めに従い、支給対象世帯からの申請書の提出期限を令和6年10月31日までとして事務処理を進め、令和6年12月20日の政策財政課への報告をもって生活福祉課における給付金事業の事務は終了している。

その後、令和7年4月21日に給付金の支給漏れ等の事案が発覚し、市長、副市長へ報告がなされた。

確認作業の結果、支給対象となっているにもかかわらず通知を行っていなかったものとして最大487世帯（5,115万円）、給付金の申請を受理していたにもかかわらず支給決定がされていなかったものが17世帯（185万円）、支給対象ではない世帯に誤って支給したものが最大66世帯（745万円）の可能性が判明した。この支給漏れ等により、市単独の負担による支給漏れの世帯への支給事務が発生するとともに、誤支給世帯への返還請求を行うこととなった。

8. 監査の結果

生活福祉課から提出された関係書類の調査及び当時の担当職員並びに関係職員に對し聴取調査を行った結果、次の事実が確認された。

（1）給付金対象世帯の抽出事務について

給付金事業の実施にあたり、生活福祉課では、令和6年6月に従前より利用している給付金システムの改修を行った。

担当職員である課長補佐（以下「担当職員」という。）からの聴き取りによると、最初に税務課から提供を受けた課税情報を用いて給付金システムに取り込んだ。しかし、想定していたデータが抽出されない（令和5年度に実施した時と同じような対象世帯のデータが抽出されるのはおかしい）と判断し、システム業者へ問い合わせを行ったものの、その対応については、ある程度時間を要したにもかかわらず、期待していた対応ではなかった。支出決定期限（令和6年11月30日）に間に合うよう、少しでも早く作業を進めていくため、給付金システムを使用することなく、独自の方法による抽出を行った。その作業中、別の業務への対応で離席した際に、データの保存処理をしていなかったことが原因でその後誤ったデータが使用された可能性が高い。

仮に給付金システムを利用した場合、税務課から提供された課税情報を住民基本台帳が入っている給付金システムに取り込み、給付金システムから出力された全非課税世帯データから令和5年度に給付対象となった世帯を除くなど、抽出作業を行う過程では、一定程度の加工処理が必要であった。

また、前任者からの聴き取りによると、給付金システムの操作マニュアルはあったものの、給付金事業の業務を初めて担当することになった職員には、容易に操作できるシステムではなく、担当職員より電話による問い合わせを受けたが、操作等に関しては特に問題ない様子であったとのことだった。そのためか、前任者が直接現場へ赴いて操作方法を指導することはなかった。

実際に抽出作業を行ったとされるエクセルデータは、課の共有ファイルの中に保存していたとの担当職員の証言をもとに生活福祉課の職員がその存在の確認を試みた

が、複数のデータが存在する中で、抽出作業データを特定することはできなかった。

【監査所見】

担当職員は、不具合だと判断したデータについて、税務に関する知識が乏しいにもかかわらず、システム業者や前任者から直接確認をすることなく、独自の判断により作業を進め、作業の途中においても不適切なデータの取扱いを行ったことから抽出漏れ等が発生したと考えられる。

また、誤支給の原因についても、対象ではない世帯を抽出したと考えられると証言していることからも、その抽出作業は正確性に欠けるものであったことがうかがえる。

(2) 納付金対象世帯への通知事務について

① 納付金の対象となる世帯への「令和6年度十和田市新たな住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給確認書兼申請書」（以下「申請書」という。）の発送は、非課税世帯に対し5回、均等割世帯に対し4回に分けて行われていた。

その理由を担当職員へ質問したところ、作業を速やかに進めるため、全部の処理が終わらないままに確認が終わった世帯から随時通知を行ったとのことであった。

抽出された世帯データをある程度の件数で区切り、確認が終了した都度に発送を行っていた。 資料1

【監査所見】

対象世帯の抽出作業が正常に行われていれば1回の発送で済むと思われるところを複数回に分けて通知事務が行われていたとのことから、抽出作業が上手くいっていないことや事務に従事する人員不足に起因する作業の非効率性がうかがえる。

② 上記①の世帯のうち、こども加算給付金の支給対象となる世帯に対して「令和6年度十和田市低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金支給のお知らせ」の通知文書を発送しており、当該文書内に受給を拒否する場合の届出手続のためのQRコードが記載されていた。QRコードで読み込まれた受付期間を確認したところ、「令和6年度十和田市新たな低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱」に定めた受給拒否届の締切日を超過しており、実態に合わない取扱いがなされていた。また、3回の通知のうち、QRコードの掲載があるのは、初回のみで2回目以降は掲載がなかった。 資料2

【監査所見】

要綱には、給付金の受給拒否ができると定められているが、2回目以降に関しては、その意思表示ができる状況にはなかったといえる。よって、こども加算給付金については、要綱に沿わない取扱いがなされていたことになる。

③ 未決裁による申請書の送付が2件確認された。生活福祉課長には、事前に送付の報告は行ったものの、事後の決裁処理となっていた。

【監査所見】

担当職員以外の職員が内容を確認することなく事務が進められていた。

(3) 給付金の申請書の受領・確認事務について

- ① 申請書に多数の不備（申請者氏名欄の記載なし等）が見受けられた。その理由については、担当職員によると、一人で作業しているため、全て対応しきれず、申請された書類については、多少の不備があったとしても独自で判断し処理を進めていたとのことであった。 資料3

申請書受領事務に関しても、ほぼ担当職員一人が行っており、窓口受領と郵送受領の割合を確認したところ、担当職員は窓口での申請が多く、その対応に時間を要し、一人に対応している間にも他の申請者が来庁し、長時間待たせる場合もあったと証言している一方、生活福祉課長は窓口より郵送での申請が多かったと証言している。

【監査所見】

生活福祉課長と担当職員の認識の相違や、周囲の職員の協力がなく、担当職員一人で事務処理を行っていたことが支給漏れ等の原因の一つとなっていると考えられる。

- ② 申請書に添付のマイナンバーカードの写しについて、本来写しは取らないのが原則であり、仮に裏面の写しの送付を受けた際、個人番号部分をマスキングした上で、記録に添付しなければならないとされているが、当該処理がなされていなかった。

【監査所見】

マイナンバーカード情報の取扱いが不適切であった。

(4) 給付金の支給決定事務について

- ① 申請があったにもかかわらず、支給決定を行っていないものや申請書自体の紛失が1件確認された。

【監査所見】

申請書類等の保管や仕分けが雑であり、管理方法に問題があったといえる。

- ② 給付金振込の際の口座名義人記載誤りの確認漏れによる誤支給1件、二重支給1件が確認されたが、いずれも振込の直前で発覚したため、「振込停止依頼書」により、未然防止となっていた。

【監査所見】

申請書の確認事務、給付金の支払事務において、適正なチェックが行われていないことがうかがえる。

- ③ 非課税世帯への給付金について、令和6年11月29日に支給決定しているもののうち、支給日が令和7年1月31日や同年3月10日と、極端に遅いものがあり、支払事務の遅延が確認された。支給決定の期限までの事務処理に疑義を感じたことから、生活福祉課長に確認したところ、支給決定事務は期限までの令和6年11月30日までに全て完了しているが、支払事務が遅れたとの回答を得た。しかし、実際の事務を行った担当職員によると、令和6年12月1日以降に処理された書類につい

て、日付を遡って支給決定しているものが数件あったとの証言が確認された。

【監査所見】

支給決定事務において、日付を改ざんするという「公文書の不適正な取扱い」が行われており、公文書の取扱いや適正な会計事務の必要性に関する意識の希薄さが感じられた。

(5) 給付金事業の終了確定及び実績報告事務について

令和6年第2回定例会（令和6年6月）において、補正予算で要求していた給付金事業の経費126,500千円と実績額78,150千円に大きな格差（48,350千円）があったにもかかわらず、令和6年12月20日の政策財政課への報告時に疑義が生じなかった理由については、生活福祉課長によると、全ての対象世帯が申請する訳ではなく、過去の給付金においても6割程度の申請だったことから、特に不自然さは感じなかったとのことであった。

(6) 給付金事業事務全般について

① 事業の所管課の決定について、事業名称や内容及び令和5年度に同様の事業を生活福祉課が行っていた経緯から令和6年度の給付金事業の所管課も同課となった。

【監査所見】

既存の給付金システムがあり、これまで同様の事業の事務処理を行ってきた経緯から、給付金事業の所管課が生活福祉課となった理由は理解できる。一方で、イレギュラーな対応となる事業の窓口を当課だけにして良かったのかについては疑問が残る。例えば対象世帯の確定までの作業については、税務課等の支援が必要だったのではないだろうか。

② 事務執行体制について生活福祉課長は、これまでに実施してきた給付金事業よりも対象世帯数が少ないという理由で、従事する職員の増員は必要ないと判断したものの、担当職員である課長補佐には一人で従事することがないよう指示した。そこで、当初担当職員は、生活福祉課内の各係に作業の応援依頼をしたが、人員を出してもらえず、一人で作業するしかないと思ったとのことであった。

事業が始まってからも、課内での情報共有は行われず、申請書のチェックに関しても、担当職員が単独で行っていた。また、担当職員本人も作業の協力を断られた後は、再度協力を申し出ることもしなかった。

参考までに令和6年度における生活福祉課は、生活保護1係、生活保護2係、福祉係の3係で構成され、正職員数は課長を含め24名、会計年度任用職員8名の計32名の職員体制であった。

③ 管理体制において、生活福祉課長は間に合わない時には申し出るよう声掛けは行っていたものの、進捗状況の確認は十分に行っていなかった。また、担当職員本人も進捗の遅れ等を報告しないことについて、業務の時間を削ることになり、時間がもったいないからという理由で報告しなかった。

【監査所見】

事業を理解している職員は皆無に等しく、課内における協力体制は、極めて脆弱であったと考えられる。また、上司と部下、担当職員と他の生活福祉課職員との意思疎通が図られていなかつたと考えられる。

④ 給付金事業の実施要綱は、対象となる給付金ごとに要綱が制定されていたが、条文の項目（各第9条）において、整合性に欠ける部分が認められた。 資料2

- ▶ 第9条 非課税世帯の要綱：「申請が行われなかった場合等の取扱い」
- 均等割世帯の要綱：「届出が行われなかった場合等の取扱い」

【監査所見】

非課税世帯給付金と均等割世帯給付金は、対象要件は異なるものの、支給申請に関する事務手続そのものは同様であったことから、双方の整合性が図られるべきである。

(7) 給付金事業における支給漏れ等の内訳について

監査が終了した時点における支給漏れ等の内訳は、支給漏れ 193 世帯（2,070 万円）、誤支給 19 世帯（195 万円）であり、支給漏れ並びに誤支給ともに当初の見込みよりも少ない結果となった。 資料4

9. 監査意見

給付金事業の支給漏れ等に係る事務処理の適否について、上記8(1)から(6)までの6つの事務処理の視点から調査を行ってきた。本事案は、当初は対象世帯の抽出事務が一番の原因となっていると思われたが、監査を進めるうちに、その他にも複数の重大な不適切要因が重なり発生したものであることが判明した。

一つ目は、担当職員の事務の執行に関する問題である。職員の税務に対する知識や支給対象条件等、事業の実施に必要な要件を十分に理解することなく、独断で事務を進めてしまったことが、後に支給漏れ等の大きなミスへと繋がっている。

二つ目は、事務執行体制の問題である。作業の要となる対象世帯の抽出作業では、作業過程や結果の正否を複数で確認できるようシステム業者や前任者のほか、課税情報を扱う税務課等周囲のサポートが不可欠であり、また対象世帯への通知や申請書の受領・確認事務においても複数人でしっかりとチェックできる体制を整えるべきであった。期限までに作業を終了するためには、給付金事業に従事する人員が圧倒的に不足していた。

三つ目は、二つ目の問題に通じるものであるが、生活福祉課内の協力体制の問題である。事業実施当初において、担当職員は課員へ協力を求めているが、応じてもらえないから、やむを得ず一人で作業を進めることになり、その後は行き詰っても応援を求めるなどを諦めている。担当職員が給付金事業以外の業務にも追われ、焦燥した状態で業務にあたっていたことや給付金申請者への対応が間に合っていない等の深刻な状況に対して、周囲の職員は何も感じなかつたのだろうか。各自の業務を全うするのも大切だが、生活福祉課というチームの一員としての助け合いの精神や事

業をやり遂げる気概が生まれなかつたことは、非常に残念である。

四つ目は、上司の進捗管理の問題である。担当職員への声掛けは行つてはいたものの、担当職員一人だけが給付金事業に従事している状況に危機感を覚えなかつたのだろうか。業務内容や進捗状況を見極めながら、単独で業務を行うことがないように指示し、組織を動かしていくのは所属長の責務である。長としての役割を十分に果たしていなかつたことにより、不適切な事務処理にも気付くことができなかつた。このような上司の管理体制や調整能力不足も原因の一つであると言わざるを得ない。

結論として、担当職員が独断専行で行つた事務処理は不注意やミスというレベルを逸脱している。これは、担当職員のみに責任があるわけではなく、上司の管理能力不足や職場内における他職員の無関心さや配慮不足、さらには組織全体における仕事の押し付け合いという縦割り行政の弊害により発生した事務事故であると判断する。

以上の原因を基に今後の事務執行に対しての再発防止策が講じられるべきものではあるが、「ヒューマンエラーは必ず発生する」という認識のもと、将来の危機を予測し未然に防ぐリスク管理と発生した事案を最小限に抑える危機管理の双方からの検討を進めていただきたい。

最後に、本件は十和田市役所全体に対する市民の信頼を大きく失墜させるものである。担当所管課のみの事案とすることなく、十和田市役所全体の問題として捉え、事務執行体制の再確認を行つていただきたい。また、市職員一人ひとりにおいても、他職員の事案ではなく、自分自身の問題として捉え、自身に課せられた責務及び組織に課せられた責務を十分に自覚し、主体的かつ協力的に行動していただきたい。組織全体による地道な意識改革を推進していくことにより、市民からの信頼回復に繋がつていくことを望むものである。

《付帯意見》

なお、今回の事案を検証していく中で感じたことについて、付帯意見として追記しておきたい。

給付金事業において、他自治体においても解釈の誤り等によるミスが数件報告されているとのことであった。これは、当該事業に限らず、國の他の事業においても発生している事象であり、会計検査院の報告でもよく目にしているものである。國の複雑すぎる制度設計にも問題があるのではないか。國民のために実施した施策が、最終的に國民（市民）に不利益を与えることのないよう、國に対しても自治体（現場）の現状をよく把握するよう要望していただきたい。運用を誤った当市にも、当然落ち度はあるが、短い期間での対応が求められる事業こそ、より的確で丁寧な説明と分かりやすい制度設計が求められることを訴えていく必要があるのではないだろうか。

資料 1

■ 低所得者支援給付金事業事務に関する起案文書一覧

決裁年月日	非課税世帯			均等割世帯			子育て世帯			
	通知・支給	世帯数	文書番号・支給日	通知・支給	世帯数	文書番号・支給日	世帯数	人数	文書番号・支給日	
R6.7.29	通知①	135	No.418	通知①	168	No.417				
R6.8.30	通知②	12	No.418-1	通知②	176	No.417-1				
R6.9.18	支給	61	No.418-2 R6.9.25	支給	83	No.417-2 R6.9.25	← 対象者への通知は、非課税世帯5回(通知①～⑤)・均等割世帯4回(通知①～④)に分けて行われていた。			
R6.9.18	通知③	74	No.418-3		↑申請書 なし1件					
R6.9.27				通知③	1	No.417-4				
R6.9.30	再振込	5	No.418-4 R6.10.4	再振込	2	No.417-3 R6.10.4				
R6.9.30	通知④	68	No.418-5							
R6.10.4	支給	42	No.418-6 R6.10.11	支給	116	No.417-5 R6.10.11				
R6.10.10			No.418-7 R6.10.18	支給	1	非課税の方に 起案文書あり	← 非課税世帯の方に起案文書が綴 られていたが、均等割世帯からの支 出と思われる。			
R6.10.11	通知⑤	163	No.418-8 未決裁による 発送	通知④	4	No.417-6 未決裁による 発送				
R6.10.18	再振込	2	No.418-9 R6.10.25				子育て世帯の給付は、 支給決定の起案文書 のみ。			
R6.10.23	支給	105	No.418-10 R6.10.31	支給	61	No.417-7 R6.10.31				
R6.10.29							36	72	No.605 R6.11.6	
R6.11.8	再振込	2	No.418-11 R6.11.15	再振込	2	No.417-8 R6.11.15				
R6.11.20	支給	189	No.418-12 R6.11.28	支給	44	No.417-9 R6.11.28				
R6.11.29	再振込	4	No.418-13 R6.12.6	再振込	1	No.417-10 R6.12.6				
R6.11.29	支給	2	No.418-14 R6.12.6				37	64	No.605-1 R6.12.13	
R6.11.29	支給	2	No.418-15 R6.12.13				1	1	No.605-2 R6.12.17	
R6.11.29	支給	2	No.418-16 R6.12.26	支給	4	No.417-11 R6.12.26	← R6.11.29決裁の文書が多く存在 する。しかも、支給決定後の支給日に かなりばらつきがある。(R7.1月や3 月に支給のものもあり) 担当職員からの聴き取りにより、この うちの数件に日付を遡って改ざんした 文書があると思われる。			
R6.11.29	支給	1	No.418-17 R7.1.31							
R6.11.29	支給	1	No.418-18 R7.3.10							
R6.12.16	再振込	1	No.418-19 R6.12.17							
R6.12.20	再振込	1	No.418-20 R6.12.26							

■ 低所得者支援給付金事業の各要綱(一部抜粋)

(1) 監査結果報告書 8.(2)②関連

- 令和6年度十和田市新たな低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(給付金の支給の申込み等)

第5条 市長は受給権者に対し、こども加算給付金の支給の申込みを行う。

- 2 受給権者は、前項の申込みを受けたときは、令和6年度十和田市低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金受給拒否の届出書(様式第1号。以下「拒否届出書」という。)によりこども加算給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、令和6年10月31日までに前項の届出がないときは、速やかにこども加算給付金の支給を決定し、受給権者に対し、こども加算給付金を支給する。
- 4 基準日以降に生まれたこどもいる場合又は同一世帯以外の世帯のこどもを扶養している場合は、これらの事実を確認できる書類及び公的身分証明書の写しを添付し、令和6年度十和田市低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金支給に係る追加の届出書(様式第2号。以下「追加届出書」という。)を提出しなければならない。

(中略)

(届出が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 第5条第4項による届出が無い受給権者が、追加届出書を令和6年10月31日までに提出しなかったときは、こども加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 書類等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず令和6年10月31日までに書類等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(2) 監査結果報告書 8.(6)④関連

- 令和6年度十和田市新たな住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 受給権者が、申請書を令和6年10月31日までに提出しなかったときは、非課税世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 書類等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず令和6年11月15日までに書類等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

- 令和6年度十和田市新たな住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(届出が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 受給権者が、申請書を令和6年10月31日までに提出しなかったときは、均等割世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 書類等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず令和6年11月15日までに書類等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

■ 低所得者支援給付金事業の申請書類確認結果

不備の申請書 170 件（※不備があった箇所 249 件） / 申請書類 714 件（うち 1 件不明）

A : 非課税世帯 受付申請 405 件中 不備申請書 102 件

B : 均等割世帯 受付申請 309 件中 不備申請書 68 件

※1 枚の申請書に複数の不備箇所が見受けられた。

No.	申請書類の不備理由 ※以下内訳は不備のあった箇所	非課税 A	均等割 B
1	申請者名記入なし	19	7
2	申請者名誤り（代理人等申請名不備）	16	17
3	確認事項（チェック欄） <input checked="" type="checkbox"/> 不備	39	28
4	身分証明書写しなし（世帯主または代理人）	17	21
5	世帯状況（裏面）未記入	4	5
6	委任状欄不備	31	18
7	その他（署名誤り、口座情報不備等）	22	4
8	申請書なし	0	1
小計		148	101
合計			249

申請書様式																																																																																					
<p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>株式第1号（第5条関係） 令和6年度十和田市新たな住民税非課税世帯 に対する臨時特別給付金支給確認書兼申請書</p> <p>十和田市長様</p> <p>受給権者は_____は、「令和6年度十和田市新たな住民税非課税 世帯に対する臨時特別給付金」について、以下のとおり確認のうえ申請します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3.確認事項欄 <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>◆確認事項（該当項目のチェック欄の□に記入）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、令和6年度個人住民税が課税されていません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 令和5年度の非課税給付金（7万円）や均等割給付金（10万円）の支給対象となった世帯又は、当該対象世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◆登録されている口座</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支店名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">7.その他（口座情報不備）</td> </tr> </table> <p>◆給付金受取口座の登録または受取口座の変更を希望する場合は ※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金融機関名 (印字も記入)※</td> <td style="width: 10%;">支店名</td> <td style="width: 10%;">分類</td> <td style="width: 10%;">口座番号</td> <td style="width: 10%;">口座名義(カナ)</td> </tr> <tr> <td>銀行 本店 貸付 支店 貸付 支店</td> <td>支店名 新規 当社</td> <td>新規</td> <td>新規番号で記入ください</td> <td>新規の実態に合わせてください</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>新規がある場合は 新規に記入ください</td> <td>新規番号</td> <td>口座名義(カナ)</td> <td>新規の実態に合わせてください</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>新規がある場合は 新規に記入ください</td> <td>新規番号</td> <td>口座名義(カナ)</td> <td>新規の実態に合わせてください</td> </tr> </table> <p>※【代理人が申請を行う場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">代理人 人</td> <td style="width: 10%;">フリガナ 代理人氏名</td> <td style="width: 10%;">受給権者 との関係</td> <td style="width: 10%;">代理人 生年月日</td> <td style="width: 10%;">代理人住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男姓・女姓・年齢 年月日</td> <td></td> <td></td> <td>郵便・住所・市町・年齢 年月日</td> </tr> </table> <p>上記の書類を代理と認め、十和田市新たな住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金について、〔申請・郵送及び受取〕を委託します。 〔受取代理の場合〕は、委任分譲の選択は不要です。</p> </div>	支店名	7.その他（口座情報不備）			金融機関名 (印字も記入)※	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)	銀行 本店 貸付 支店 貸付 支店	支店名 新規 当社	新規	新規番号で記入ください	新規の実態に合わせてください	ゆうちょ銀行	新規がある場合は 新規に記入ください	新規番号	口座名義(カナ)	新規の実態に合わせてください	ゆうちょ銀行	新規がある場合は 新規に記入ください	新規番号	口座名義(カナ)	新規の実態に合わせてください	代理人 人	フリガナ 代理人氏名	受給権者 との関係	代理人 生年月日	代理人住所		男姓・女姓・年齢 年月日			郵便・住所・市町・年齢 年月日	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【裏面も記入お願いします】</p> <p>◆令和6年6月3日時点の世帯状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">フリガナ 氏名</td> <td style="width: 10%;">世帯主 との連絡</td> <td style="width: 10%;">個人番号</td> <td style="width: 10%;">令和6年1月1日 時点の住所</td> <td style="width: 10%;">異なる場合は、令和6年 1月1日時点の住所を記載</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>本人</td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>□現住所と同一</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 欲が足りない場合は生活福祉課にお問い合わせください。</p> <p>◆提出に添付が必要な確認書類</p> <p>○申請者が世帯主の場合は <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し</p> <p>○申請者が代理人の場合は <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と代理人の2人分のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し</p> <p>※口座の登録または変更を同時にする場合は <input checked="" type="checkbox"/> 受給する口座情報が確認できる、通帳、キャッシュカード等の写し</p> <p>◆提出期限は令和6年10月31日です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4.身分証写なし</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7.その他（署名誤り）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>6.委任状欄不備</p> </div>	フリガナ 氏名	世帯主 との連絡	個人番号	令和6年1月1日 時点の住所	異なる場合は、令和6年 1月1日時点の住所を記載	1	本人		□現住所と同一					□現住所と同一		4			□現住所と同一		5			□現住所と同一		6			□現住所と同一					□現住所と同一																
支店名	7.その他（口座情報不備）																																																																																				
金融機関名 (印字も記入)※	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)																																																																																	
銀行 本店 貸付 支店 貸付 支店	支店名 新規 当社	新規	新規番号で記入ください	新規の実態に合わせてください																																																																																	
ゆうちょ銀行	新規がある場合は 新規に記入ください	新規番号	口座名義(カナ)	新規の実態に合わせてください																																																																																	
ゆうちょ銀行	新規がある場合は 新規に記入ください	新規番号	口座名義(カナ)	新規の実態に合わせてください																																																																																	
代理人 人	フリガナ 代理人氏名	受給権者 との関係	代理人 生年月日	代理人住所																																																																																	
	男姓・女姓・年齢 年月日			郵便・住所・市町・年齢 年月日																																																																																	
フリガナ 氏名	世帯主 との連絡	個人番号	令和6年1月1日 時点の住所	異なる場合は、令和6年 1月1日時点の住所を記載																																																																																	
1	本人		□現住所と同一																																																																																		
			□現住所と同一																																																																																		
4			□現住所と同一																																																																																		
5			□現住所と同一																																																																																		
6			□現住所と同一																																																																																		
			□現住所と同一																																																																																		
			□現住所と同一																																																																																		
			□現住所と同一																																																																																		
			□現住所と同一																																																																																		

■ 令和6年度実施の低所得者支援給付金事業の支給漏れ等一覧

(令和 7 年 11 月 14 日現在)

(1) 申請案内漏れ 177 世帯 1,895 万円

支給対象となる可能性のある世帯への案内をしていなかったもの（太枠）

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度 送 付 済 (通知文書を基に集計)
	申請書送付	支給決定	
新たな住民税非課税世帯への給付金	372 世帯	138 世帯	452 世帯
新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付金	48 世帯	39 世帯	349 世帯
世帯計(10 万円／世帯)	* 420 世帯	* 177 世帯	801 世帯
上記世帯に属する 18 歳以下の子ども加算(5 万円／人)	40 人	25 人	137 人

$$\bullet 10 \text{ 万円} \times 177 \text{ 世帯} + \text{子ども加算 } 5 \text{ 万円} \times 25 \text{ 人} = 1,895 \text{ 万円}$$

* 申請書送付世帯件数と支給決定世帯件数の差は、申請書受付後の審査及び調査の結果、支給対象とならなかつたことによるもの。

(2) 支給漏れ 16世帯 175 万円

申請書を受理したものの支給決定をしていなかったもの

$$\bullet 10 \text{ 万円} \times 16 \text{ 世帯} + \text{子ども加算 } 5 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 175 \text{ 万円}$$

(3) 誤支給 19 世帯 195 万円

区 分	世 帯 数
新たな住民税非課税世帯への給付金	15 世帯
新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付金	4 世帯
世帯計(10 万円／世帯)	* 19 世帯
上記世帯に属する 18 歳以下の子ども加算(5 万円／人)	1 人

$$\bullet 10 \text{ 万円} \times 19 \text{ 世帯} + \text{子ども加算 } 5 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人} = 195 \text{ 万円}$$

* うち 13 世帯は返還済。1 世帯は分納誓約済。残り 5 世帯は交渉中。